

最高裁秘書第2796号

令和2年11月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月16日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

早期退職への応募を考えている裁判官から応募等の手続に関する問い合わせがあった場合の受け答えに使用している、人事局任用課実施係のマニュアルその他の文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第2887号

令和2年12月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

早期退職への応募を考えている裁判官から応募等の手続に関する問い合わせがあつた場合の受け答えに使用している、人事局任用課実施係のマニュアルその他の文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和2年10月22日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第24号

(2) 謝問日

令和2年11月24日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2888号

令和2年12月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

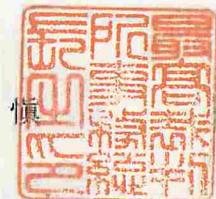
諮詢番号 令和2年度（最情）諮詢第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、毎年4回作成される最高裁判所長官名義の「早期退職希望者の募集実施要項」には、応募等の手続に関する問合せ先として最高裁判所事務総局人事局任用課（実施係）の電話番号が記載されていることからすれば、本件対象文書は存在するといえる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

早期退職への応募を考えている裁判官から応募等の手続に関する問い合わせがあつた場合の受け答えに使用している、人事局任用課実施係のマニュアルその他の文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、10月16日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

早期退職希望者の募集手続に関する問合せがあつた場合に備えてマニュアルその他の文書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、また、問合せがあつた場合は個別に対応していることから、マニュアルその他の文書を作成する必要もない。したがって、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。